

時評 「ニホンヒダンキョウ」に ノーベル平和賞を授与することを決定



弁護士
宮原哲朗

2024年10月11日にノルウェーのノーベル委員会は、「現在進行中の紛争では核兵器を使用するという脅迫がなされている」という背景を説明しつつ、日本語で「ニホンヒダンキョウ」と紹介したうえで、「核兵器が二度と使われてはならないことを、証言を通じて身をもって示してきた」と受賞理由を述べた。多くの被爆者は、これまで何度も受賞機会を逃してきたので、今回は予想すらしていませんでしたが、歓喜と同時に、すでに亡くなられた多くの被爆者のことを思い起こしつつ「遅すぎた」という複雑な思いを述べています。原爆症認定をめぐる2000年7月の松谷英子さんの最高裁判決を契機として提訴された原爆症認定集団訴訟を、2003年以降被爆者とともにたたかってきた弁護士として、受賞の背景のごく一部を紹介します。

被爆者は報道管制が敷かれ被ばく実態が覆い隠されるなかで、10年を超える長期間にわたり見捨てられてきました。しかし被団協はビキニ事件から原水爆禁止世界大会につながる反核運動の高まりのなかで1956年8月に結成されました。被団協は大会宣言(世界への挨拶)のなかで「私たちは自らを救うとともに、私たちの体験を

とおして人類の危機を救おう」と述べています。このように被団協は単なる原爆の犠牲者というだけではなく、原爆に抵抗する運動を行う団体として結成されました。

被団協の国際活動は多面的にわたりとうてい紹介しきれませんが、いくつか印象に残ったものだけを紹介します。国際司法裁判所(世界法廷)(ICJ)は1996年7月に、「核兵器の威嚇・使用は国際人道法に一般的に違反する」という勧告的意見を公表しましたが、その公表にかかる運動に被爆者は深くかかわっていました。また被団協はSSD(国連軍縮特別総会)へ多数の代表団を派遣していますが、SSD IIで、被爆者の山口仙二さんが自らのケロイドの写真を掲げて「ノーモアヒロシマ、ノーモアナガサキ、ノーモアヒバクシャ」と叫んだ演説は、世界の人々に深い感銘を与えました。

被爆者はその証言活動を通じて、核兵器の非人道性を世界の人々の共通認識とすることに成功しましたが、その意味で核兵器を絶対悪とし、「核のタブー」を国際規範化した「核兵器禁止条約」の採択にも大きく寄与しています。

ノーベル委員会が被団協の国内の運動まで視野に入れていたかは不明ですが、被爆者は「日

本政府が戦争責任を認めようとして原爆被害を償う」ことを目的にし、原爆死没者補償を大きな柱とした「被爆者援護法」制定のために、国会、政府、政党への旺盛な要請を繰り返しています。そして被爆者が援護法に込めた願いは、単なる被爆者の救済ではなく「ふたたび被爆者をつくらない」ための援護法でしたが、この意味での被爆者援護法は日本政府の拒絶によりいまだ成立に至っていません。

被爆者の裁判闘争の原点は、若き松井康浩弁護士が中心になった取り組み、NHKの「虎に翼」でも取りあげられた1963年12月に下された「原爆裁判」の判決です。判決は「広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」と明言し、さらに「貧困な被爆者行政にも疑問を投げかけています」。これも被爆者裁判の原点ですが、孫振斗さんに対し最高裁(岸、団藤コート)が下した、在外被爆者に関する判決があります。最高裁は「法は、戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面を有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定できない」と判示しました。この考え方はその後の在外被爆者の裁判に引き継がれ、長期間放置され続けた在外被爆者の問題は、2015年9月の最高裁判決で一つの決着を見えています。先ほど紹介した原爆症認定をめぐる裁判、広島「黒雨訴訟」、長崎「被爆体験者に関する訴訟」、そして「ビキニ船員訴訟」は現在でも最終的な決着を見ていません。

(みやはら てつろう)



提供元：日本被団協